

平成 21 年 10 月から、町が発注する建設工事の入札について、予定価格を「事後公表」とする制度を、試行として行うことができることとしました。

この試行の対象となる工事は、予定価格 300 万円以上の建設工事です。

「事後公表」となる場合は、入札公告文の予定価格の欄を、金額の代わりに「事後公表」と表示します。予定価格を入札前に公表しないだけで、従前どおり予定価格の設定はしております。予定価格を上回る入札者に落札決定することはありません。

また、予定価格を事前公表しないため、予定価格以下の入札がなかった場合は、直ちに再度の入札を行います。したがって、入札者は再度入札に備えてください。（2 回目の入札では、積算内訳書の提出は必要ありません。）

なお、2 回目の入札においても予定価格以下の入札がない場合は、当該案件の入札は打ち切り（不調）となります。

## 予定価格の事後公表試行要領

### (目的)

第1条 この要領は、競争入札の公正な競争を保持するため、建設工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る業務委託(以下「工事等」という。)の予定価格について、入札執行後の公表(以下「事後公表」という。)を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事等)

第2条 予定価格の事後公表は、河北町が発注する建設工事のうち条件付き一般競争入札に付すもののうち一部を対象とする。ただし、設計、測量、地質調査その他の工事に係る業務委託の事後公表については、町長が別に定めるものとする。

### (予定価格の公表)

第3条 予定価格の公表については、「河北町入札及び契約にかかわる情報の公表に関する実施要綱」(平成20年3月27日告示第34号)の取扱いによるものとする。

### (入札手続等)

第4条 競争入札に付し、入札者がいないとき又は1人のみのときは、入札を中止するものとする。

2 入札回数は、原則2回までとし、再度入札に付し落札者がいないときは、打ち切り(不調)とするものとする。

### 附 則

この要領は、平成21年10月7日から施行する。